

議題 4

代決報告第5号

令和2年3月4日提出

広島市教育委員会事務局事務分掌規則の一部改正について

広島市教育委員会事務局事務分掌規則の一部改正について、令和2年2月28日付けで別添のとおり代決により実施することとしたので報告する。

広島市教育委員会規則第2号

令和2年2月28日

広島市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市教育委員会 教育長

糸山 隆

広島市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則

広島市教育委員会事務局事務分掌規則（昭和50年広島市教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第5項中第14号を第15号とし、第13号の次に次の1号を加える。

(14) 学校施設整備基金に関すること。

附 則

この規則は、広島市学校施設整備基金条例（令和2年広島市条例第1号）の施行の日から施行する。

現行改正比較表（広島市教育委員会事務局事務分掌規則）

現 行	改 正
<p>第1条 （略）</p> <p>（分掌事務）</p> <p>第2条 （略）</p> <p>2～4 （略）</p> <p>5 総務部施設課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 学校施設の整備方針の策定に関する事。</p> <p>(2) 学校施設の改築計画の策定に関する事。</p> <p>(3) 学校施設の耐震計画の策定に関する事。</p> <p>(4) 学校施設の新築，増築，改築，改良及び修繕の実施の総括に関する事。</p> <p>(5) 学校建設に伴う連絡調整に関する事。</p> <p>(6) 学校施設台帳の整備に関する事。</p> <p>(7) 学校緑化に関する事。</p> <p>(8) 学校建物に係る国庫補助に関する事。</p> <p>(9) 学校施設・設備の管理に係る業務の委託の総括に関する事。</p> <p>(10) 学校施設の目的外使用に関する事。</p> <p>(11) 学校の用に供する教育財産（物品を除く。）その他の管理に関する事。</p> <p>(12) 校地の借上げに関する事。</p> <p>(13) 教育機関等の用地の調査に関する事。</p> <hr/> <p>(14) 課の庶務に関する事。</p> <p>6～13 （略）</p> <p>第3条～第11条 （略）</p>	<p>第1条 （現行に同じ。）</p> <p>（分掌事務）</p> <p>第2条 （現行に同じ。）</p> <p>2～4 （現行に同じ。）</p> <p>5 総務部施設課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 学校施設の整備方針の策定に関する事。</p> <p>(2) 学校施設の改築計画の策定に関する事。</p> <p>(3) 学校施設の耐震計画の策定に関する事。</p> <p>(4) 学校施設の新築，増築，改築，改良及び修繕の実施の総括に関する事。</p> <p>(5) 学校建設に伴う連絡調整に関する事。</p> <p>(6) 学校施設台帳の整備に関する事。</p> <p>(7) 学校緑化に関する事。</p> <p>(8) 学校建物に係る国庫補助に関する事。</p> <p>(9) 学校施設・設備の管理に係る業務の委託の総括に関する事。</p> <p>(10) 学校施設の目的外使用に関する事。</p> <p>(11) 学校の用に供する教育財産（物品を除く。）その他の管理に関する事。</p> <p>(12) 校地の借上げに関する事。</p> <p>(13) 教育機関等の用地の調査に関する事。</p> <p><u>(14) 学校施設整備基金に関する事。</u></p> <p>(15) 課の庶務に関する事。</p> <p>6～13 （現行に同じ。）</p> <p>第3条～第11条 （現行に同じ。）</p>